



サイゼリヤユニオン

専従者規定

第1条（根拠）

この規定は、規約第59条および第60条に基づいて定める。

第2条（目的）

この規定は、専従役職員の任務、給与、および労働条件について定める。

第3条（任命）

1. 専従役員は、大会により選出された組合役員の中から規約に基づき中央執行委員長が任命する。
2. 専従職員は、組合員の中および組合外から、書記長が選定し、規約に基づき中央執行委員長が任命する。

第4条（任期）

1. 専従役員の任期は当該役員の任期とし、再選は妨げない。
2. 専従職員は原則として役員に準ずる。

第5条（任務）

専従役員は、規約第35条に基づく中央執行委員会の決定により、組合業務を処理し、専従職員は書記長の指示に従い組合業務を処理する。

第6条（専従役職員の給与）

専従役職員の給与は会社の就業規則ならびに諸規定を準用する。

第7条（昇給および一時金の支給）

専従役職員の昇給および一時金の支給は書記長が起案し、中央執行委員長が決定するものとする。

第8条（給与の計算）

賃金計算期間は会社の就業規則ならびに諸規定を準用し期間の途中で離・就任した場合は日割計算とする。

第9条（労働条件）

専従者の休日、休暇、退職金等の労働条件は株式会社サイゼリヤの就業規則ならびに諸規定に準じ、中央執行委員会において定める。

第 10 条 (定めなき事項および疑義解明の処置)

この規定に定めのない事項および疑義解明の処置は、大会および中央委員会で行なう。

第 11 条 (規定の改廃)

この規定の改廃は、大会または中央委員会の決議によるものとする。

第 12 条 (施行期日)

この規定は、2019 年 2 月 28 日より施行する。

以上